

# 危機管理マニュアル

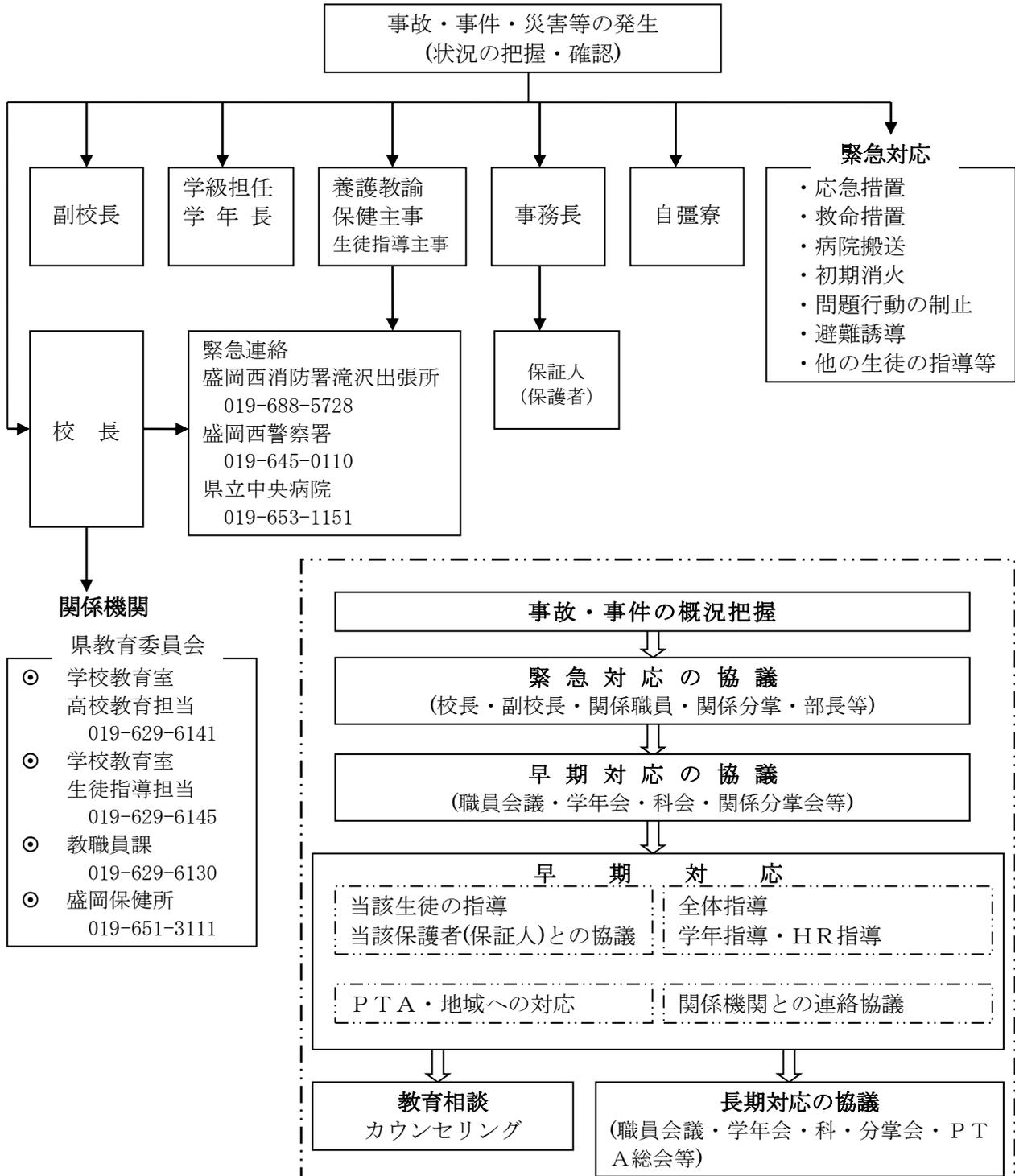


岩手県立盛岡農業高等学校

# 緊急対応体制

## 急報の内容

- 1 いつ・どこで(発生時の日時・場所)
- 2 だれが(学科・学年・氏名)
- 3 どこを(部 位)
- 4 どうした(状態・結果)



## 1 授業中の事故 (理科・家庭科・農場実習・体育の授業等)

### 【緊急の対応】

- 当該生徒の状況確認・・・・・・・・・・ 負傷の有無・意識の有無・顔色・呼吸・脈拍等
- 救急措置・応急手当・・・・・・・・・・ 止血・心肺蘇生法等
- 二次災害の防止・・・・・・・・・・ ガス漏れ・火災発生等の防止(実験・実習室等)
- 事故の連絡・応援依頼・・・・・・・・・・ 校長・副校長・養護教諭・他の職員へ
- 当該生徒の搬送・・・・・・・・・・ 保健室へ搬送・状況によってはその場で手当を継続
- 救急車の出動要請・・・・・・・・・・ 119番通報(必要に応じて)
- 警察への出動要請・・・・・・・・・・ 110番通報(必要に応じて学校長が要請)
- 他の生徒への対応・・・・・・・・・・ 二次災害のおそれがある場合は避難誘導  
救急活動の邪魔にならないよう移動する等
- 保護者(保証人)への連絡・・・・・・・・・・ 事故概要の報告・希望病院の有無等
- 救急車への対応・・・・・・・・・・ 進入路確保・救急隊員の誘導・救急隊員への状況説明
- 当該生徒への付き添い・・・・・・・・・・ 救急車に同乗または別途、搬送先へ向かう
- 担当医師への状況説明・・・・・・・・・・ 事故発生時の状況、使用した薬品等
- 搬送先病院への教職員派遣・・・・・・・・・・ 担任等の関係職員、学年長、科長
- 搬送病院より学校連絡・・・・・・・・・・ 医師から負傷の程度、診断結果、治療内容等を聴取し、校長の指示を仰ぐ
- 学校から保護者(保証人)への連絡・・・・・・・・・・ 該当生徒のその後の経過等  
(事実のみを告げ、混乱を避ける)
- 学校医への連絡・・・・・・・・・・ 必要に応じて
- 県教育委員会への報告・・・・・・・・・・ 校長より口頭報告
- 他の生徒への状況説明・・・・・・・・・・ 他の生徒の動揺を抑える(必要に応じて)

### 【事後の対応】

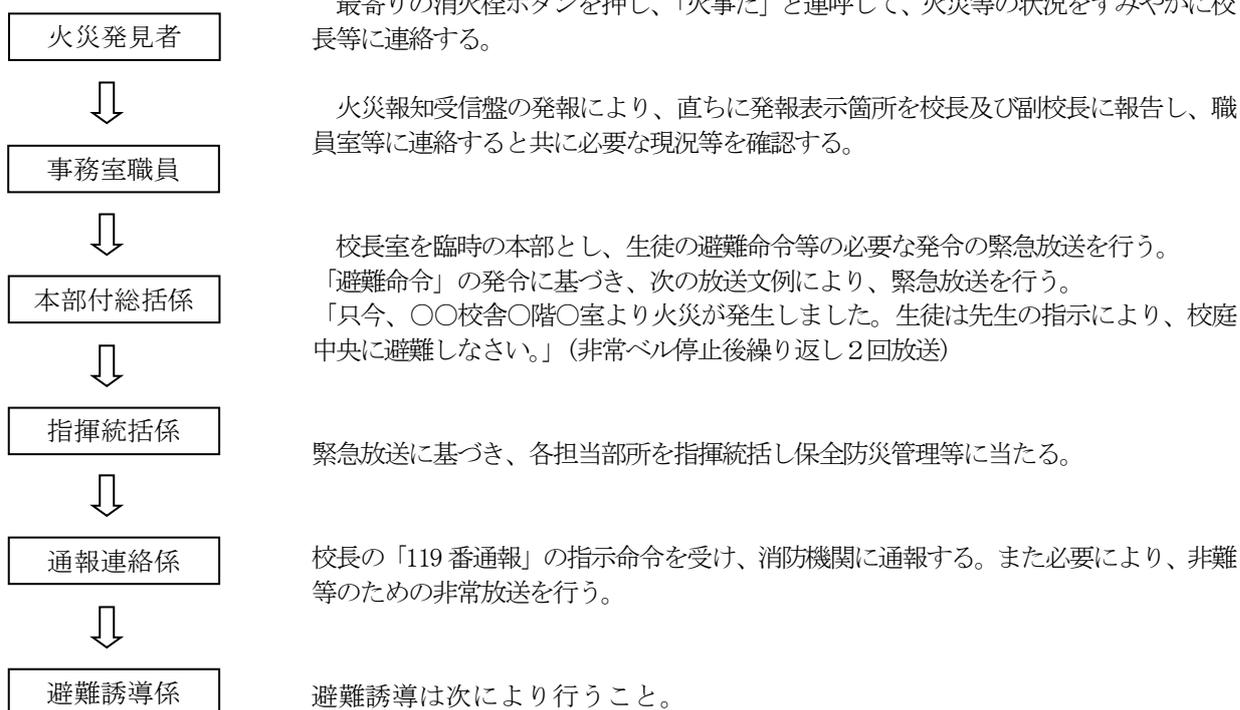
- 事故経緯の把握と記録・・・・・・・・・・ 担当職員、現場にいた生徒(動揺を静めながら)からの情報収集  
医師からの診断、治療内容等の聴取
- 県教育委員会への報告・・・・・・・・・・ 文書報告
- 関係機関や報道機関対応・・・・・・・・・・ 校長に窓口を一本化し、混乱を避ける
- 負傷した生徒への見舞い・・・・・・・・・・ 保護者(保証人)に対する説明(事故の経緯、日本スポーツ振興センターへの手続き、治療費等)
- 職員会議の開催・・・・・・・・・・ 全職員へ事故の概況を説明し、共通理解を図る
- 保護者(保証人)説明会の開催・・・・・・・・・・ 必要に応じてPTA役員会、学年PTA、PTA総会、自彊会等の開催
- 全校集会の開催・・・・・・・・・・ 必要に応じて(混乱防止の配慮)
- 地域住民への対応・・・・・・・・・・ 必要に応じて
- 心のケア・・・・・・・・・・ 当該生徒及び周囲の生徒を対象に教育相談を実施する。必要に応じて学校医(精神科医)に依頼する

### 【長期の対応】

- 事故原因の問題点の究明・・・・・・・・・・ 反省点と改善点を明確にし、全職員の共通理解を図る
- 再発防止の取り組み・・・・・・・・・・ 事故防止策や安全点検等の見直しをする

## 2 授業中の火災発生

### 1 火災発見者から通報まで



### 2 授業中校内出火の避難誘導

- (1) 授業担当職員は、直ちに授業を中止し、校内緊急放送を静かに聞くよう指示する。
- (2) 避難方法及び避難経路等は、原則として次による。
  - ア 校内出火の場合は、出火場所にかかわらず生徒全員を校庭に避難させる。
  - イ HR委員長を先頭に授業担当職員は生徒の後部に位置し避難する。
  - ウ 火災発生階より上層階の学級は、火災発生場所の反対側または非常階段から避難させる。
  - エ 火災発生階より下層階の学級は、屋内階段から避難する。この場合、上層からの避難を優先。
  - オ ハンカチ等を口に当てるよう指示し、煙を吸わないようにする。
  - カ 廊下、階段では「押さない」「走らない」「しゃべらない」「戻らない」を励行させる。
  - キ 校舎外では、駆け足で行動し、集合位置に整列させ、人員確認点呼等を行い本部に報告する。

### 3 休憩休息中校内出火の避難誘導

学級担任は、自教室等に直行し、生徒の緊急の指導に当たる。  
—以下、授業中の行動に準じて行う。—

### 4 各係職員の対応

- (1) 自衛消防防災対策本部設置
  - ア 校庭の安全かつ生徒全体を把握できる位置に設置し、必要な指揮連絡等を統括する。
  - イ 防火対象物配置台帳及び在籍在校生徒名簿等関係資料を準備し、指揮命令及び消防隊に対する情報提供体制を確立する。
- (2) 自衛消防防災対策本部の活動
  - ア 緊急放送に基づく生徒全員の避難状況の確認をする。
  - イ 未確認者がある場合、探索を指令する。(探索班長はHR担任を当て、関係者数名で編成する)
  - ウ 火災の状況に応じ、非常特出の指令を発令また自衛消防班長を統括し、生徒の避難方法とその他関係する事項等を指揮する。

### (3) 上記以外の各係の消防防災活動

初期消火係及  
び在室職員

火災発生の覚知と同時に火災発生場所に急行し、消火器消火栓等を使用し、延焼拡大防止の消火活動を行う。

消防隊の到着後は、消防隊に協力し警戒区域の設定、自衛消防防災本部との連絡にあたる。

安全防護係

暖房設備器具、実習用火気使用機器等の使用停止措置及び危険物施設の安全措置、担当部所のガス栓、油栓等の閉鎖及び危険物等の安全な場所への移動措置、避難終了後の防火戸、シャッター等の閉鎖措置を行う。

この後、「誰か残っていないか」と大声で確認の上、閉鎖措置をすること。その他、防護安上必要な措置を行う。

応急救護係

自衛消防防災本部に併設して救護所を設定し、負傷者の応急処置を行うと共に学年、氏名、負傷の程度を記録し自衛消防防災対策本部に報告する。

救急隊到着後は、必要な搬送その他応急処置の対応等に努める。

救助探索係

担当区域等を巡回し、大声で「呼名」し、残留の有無を確認する。  
残留者を確認し可能な場合は、非常階段、救助袋等を利用し救助する。

非常搬出係

本部の指示に基づき所定箇所の搬出を開始する。

警備保安係

必要により周辺の交通路を確保し、緊急者の案内にあたる。

被災救護係

(※市町村の要請により設置)自衛消防防災本部の指示を受け、必要な受入体制等を整え、被災救護活動の業務にあたる。

## 5 休日夜間における活動体制

発見した職員



校長  
(又は副校長)



学校職員



安全防護係  
応急救護係  
警備保安係  
被災救護係

職員は、火災を発見した場合消防機関「119番」へ通報する。  
「火事」であることを大声で近隣等に周知し、必要な初期消火活動を行う。  
校長、副校長に連絡し、必要な活動の指示を受け行動する。

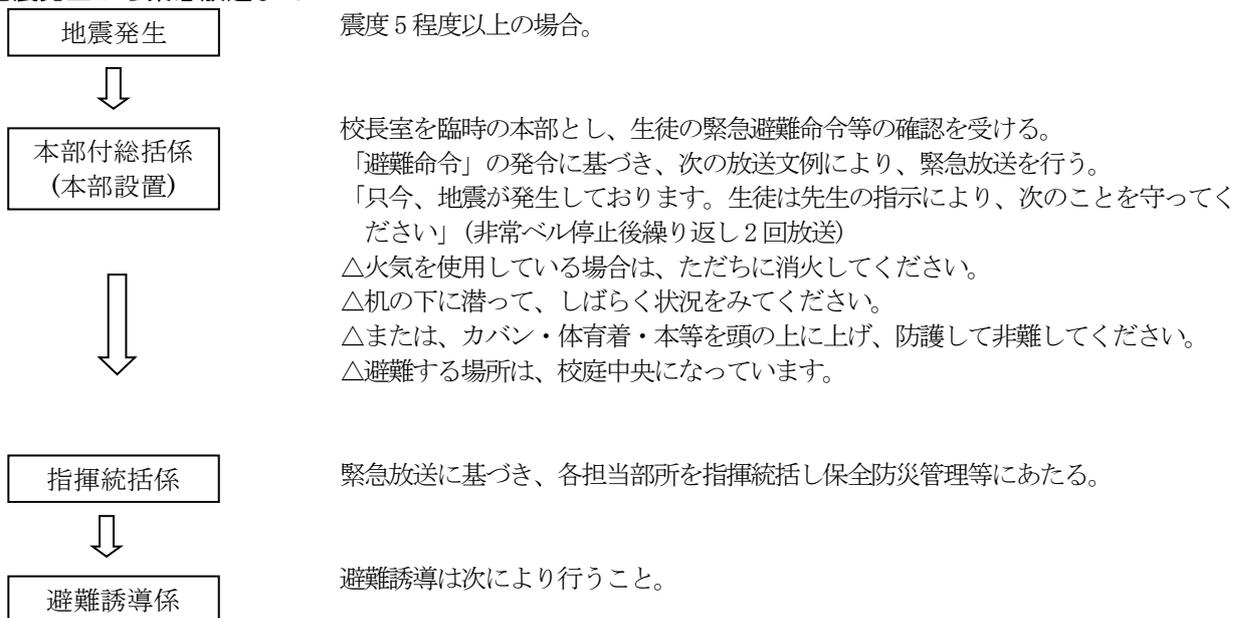
校長は、別に定める「職員緊急連絡網」により職員に連絡し、職員の緊急招集その他必要な指示を発令する。

職員は直ちに学校に急行し、火災の延焼状況による消火活動もしくは定められた「非常持出品」の搬出等を行い、その管理にあたる。

係分担は、急行した職員の状況を見て本部長が指示し、対応するものとする。

### 3 授業中の地震

#### 1 地震発生から緊急放送まで



#### 2 授業中に地震が発生した場合

- (1) 火気使用器具の始末をする
- (2) 地震等の場合の避難は、原則として次による。
  - ア 生徒を机の下、もしくは身を低くしカバン、体育着、本等を順に上げ防護体制を指示すると共に出口を確保し「騒ぐな、静かに」と発声し、室内が騒然となるのを防ぎ、放送等の指示を待つ。
  - イ 教室内外の状況を確認し、あわてず、すみやかに避難の準備をさせる。
  - ウ 屋外への「避難命令」を受けた場合は、必要な防護措置(上履きをきちんと履く、走らない、押さない、その他)をとらせ、避難路に従い避難開始する。
  - エ 校庭に避難完了したなら人員確認点呼を行い、異常の有無を本部に報告する。
- (3) 不明の生徒がいる場合は、震度の状況を見て救助探索係と共に探索救助にあたる。
- (4) 地震の震動沈静後は、本部の指示を受けて必要な作業の救助協力にあたる。

#### 3 休憩休息中校内出火の避難誘導

- ・学級担任は、自教室等に直行し、生徒の緊急の指導に当たる。

以下、授業中の活動に準じて行う。

#### 4 各係職員の対応

- (1) 自衛消防防災対策本部設置
  - ア 校庭の安全かつ生徒全体を把握できる位置に設置し、必要な指揮連絡等を統括する。
  - イ 防火対象物配置台帳及び在籍在校生徒名簿等関係資料を準備し、指揮命令及び消防隊に対する情報提供体制
- (2) 自衛消防防災対策本部の活動
  - ア 緊急放送に基づく生徒全員の避難状況の確認をする。
  - イ 未確認者がある場合。探索を指令する(探索班長はHR担任を当て、関係者数名で編成する)
  - ウ 火災状況に応じ、非常特出の指令を発令また自衛消防班長を統括し、生徒の避難方法とその他関係する事項等を指揮する。

### (3) 上記以外の各係の消防防災活動

初期消火係及  
び在室職員

火災発生の覚知と同時に火災発生場所に急行し、消火器消火栓等を使用し、延焼拡大防止の消火活動を行う。  
消防隊の到着後は、消防隊に協力し警戒区域の設定、自衛消防防災本部との連絡にあたる。

安全防護係

暖房設備器具、実習用火気使用機器等の使用停止措置及び危険物施設の安全措置、担当部所のカムフラ、油栓等の閉鎖及び危険物等の安全な場所への移動措置、非難終了後の防火戸、シャッター等の閉鎖措置を行う。  
この後、「誰が残っていないか」と大声で確認の上、閉鎖措置をすること。その他、防護安上必要な措置を行う。

応急救護係

自衛消防防災本部に併設して救護所を設定し、負傷者の応急処置を行うと共に学年、氏名、負傷の程度を記録し自衛消防防災対策本部に報告する。  
救急隊到着後は、必要な搬送その他応急処置の対応等に努める。

救助探索係

担当区域等を巡回し、大声で「呼名」し、残留の有無を確認する。  
残留者を確認し可能な場合は、非常階段、救助袋等を利用し救助する。

非常搬出係

本部の指示に基づき所定箇所の搬出を開始する。

警備保安係

必要により周辺の交通路を確保し、緊急者の案内にあたる。

被災救護係

(※市町村の要請により設置)自衛消防防災本部の指示を受け、必要な受入体制等を整え被災救護活動の業務にあたる。

## 5 休日夜間における活動体制

発見した職員



校長  
(又は副校長)



学校職員



安全防護係  
応急救護係  
警備保安係  
被災救護係

職員は、火災を発見した場合消防機関「119番」へ通報する。  
「火事」であることを大声で近隣等に周知し、必要な初期消火活動を行う。  
校長、副校長に連絡し、必要な活動の指示を受け行動する。

校長は、別に定める「職員緊急連絡網」により職員に連絡し、職員の緊急招集その他必要な指示を発令する。

職員は直ちに学校に急行し、火災の延焼状況による消火活動もしくは定められた「非常持出品」の搬出等を行い、その管理にあたる。

係分担は、急行した職員の状況を見て本部長が指示し、対応するものとする。

## 4 感染症（インフルエンザ等）

### 【緊急の対応】

- 罹患状況の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 罹患状況や欠席・遅刻・早退状況を各HRで担任が調査し、養護教諭及び保健主事が集約し、随時校長へ報告する。
- 地域内の発生状況の把握・・・・・・・・・・・・ 養護教諭は地域内の発生・流行状況等の把握に努め、随時校長へ報告する
- 治療・診断の指導・・・・・・・・・・・・・・・・ 罹患したと思われる生徒には速やかに医療機関での治療・診断を促し、他の生徒との接触を避けるようにする
- 出席停止の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 医療機関で感染症と判明した場合は、直ちに出席停止扱いとする
- 臨時休校の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 学校長は次の場合、臨時休校(学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖)の措置を講ずる
  - ① 欠席率が通常の欠席率より高くなった場合
  - ② 学級・学年・学校の罹患患者が急激に多くなった場合
  - ③ 地域の罹患状況を考慮した場合
- 生徒の家庭への連絡・・・・・・・・・・・・・・ 臨時休校の措置、罹患状況等を担任等が各家庭に連絡する。
- 学校医への連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 必要に応じて学校医の指導助言を受ける
- 学校保健安全委員会の開催・・・・・・・・・・ 必要に応じて委員会を開催し、現状の把握と対策を検討する  
県教育委員会、盛岡保健所へ状況報告書をFAXで報告する
- 関係機関への報告・連携・・・・・・・・・・・・ (人数に変更があった場合は随時報告)  
県保健福祉部保健衛生課を窓口とする
- 情報の一元化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (報道機関への対応)

### 【事後の対応】

- 保健管理・保健指導・・・・・・・・・・・・・・ 感染症に関する情報を整理し、生徒の保証人（保護者）の保健管理・保健指導を行う
- 事後措置の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 県教育委員会(保健体育担当課長)へ文書で報告する

### 【長期の対応】

- 事故原因の問題点の究明・・・・・・・・・・・・ 反省点と改善点を明確にする
- 再発防止の取り組み・・・・・・・・・・・・・・ 事故防止策や安全点検等の見直しを行う

## 5 校外学習・修学旅行時の事件・事故

### 【緊急の対応】

- 当該生徒の状況確認・・・・・・・・・・ 負傷の有無・意識の有無・顔色・呼吸・脈拍等
- 救急措置・応急手当・・・・・・・・・・ 止血・心肺蘇生法等
- 二次災害の防止・・・・・・・・・・ 事故・事件の継続を防止する措置
- 応援依頼・・・・・・・・・・ 他の職員・周囲の人にも応援を依頼する
- 救急車の出動要請・・・・・・・・・・ 119番通報(必要に応じて)
- 学校への連絡・応援依頼・・・・・・・・・・ 校長へ事故発生状況等を連絡  
必要がある場合は教職員の応援を依頼する
- 警察への出動要請・・・・・・・・・・ 110番通報(必要に応じて)学校長が要請)
- 事件・事故関係者との連携・・・・・・・・・・ 旅行者・交通機関・利用施設・宿泊施設等の関係者との連携
- 他の生徒への対応・・・・・・・・・・ 事件・事故の恐れがある場合は避難誘導、救急活動の邪魔にならないよう移動指示等
- 救急車への対応・・・・・・・・・・ 進入路確保・救急隊員の誘導・救急隊員への状況説明
  
- 当該生徒への付き添い・・・・・・・・・・ 救急車に同乗または別途、搬送先へ向かう
- 担当医師への状況説明・・・・・・・・・・ 事故発生時の状況、使用した薬品等
- 搬送先病院への職員派遣・・・・・・・・・・ 担任等の関係職員、学年長、科長
- 搬送先病院より学校連絡・・・・・・・・・・ 医師からの負傷の程度、診断結果、治療内容等を聴取し校長の指示を仰ぐ
- 学校から保護者(保証人)への連絡・・・・・・・・・・ 事故概要の説明、該当生徒の状況等(事実のみを告げ、混乱を避ける)
- 学校医への連絡・・・・・・・・・・ 必要に応じて
- 県教育委員会への報告・・・・・・・・・・ 校長より口頭報告
- 他の生徒への状況説明・・・・・・・・・・ 他の生徒の動揺を抑える(必要に応じて)

### 【事後の対応】

- 事故経緯の把握と記録・・・・・・・・・・ 担当職員、現場にいた生徒(動揺を静めながら)からの情報収集  
医師から診断、治療内容等の聴取
- 県教委教育委員会への報告・・・・・・・・・・ 文書報告
- 関係機関や報道機関対応・・・・・・・・・・ 校長に窓口を一本化し、混乱を避ける
- 事件・事故関係者との連携・・・・・・・・・・ 旅行者・交通機関・利用施設・宿泊施設等の関係者との連携
- 負傷した生徒への見舞い・・・・・・・・・・ 保証人(保護者)に対する説明(事故の経緯、日本スポーツ振興センターへの手続き、治療費等)
- 職員会議の開催・・・・・・・・・・ 全職員へ事故の概況を説明し、共通理解を図る
- 保証人(保護者)説明会の開催・・・・・・・・・・ 必要に応じて(PTA役員会、学年PTA、PTA総会、自彊会等)の開催
- 全校集会の開催・・・・・・・・・・ 必要に応じて(混乱防止の配慮)
- 地域住民への対応・・・・・・・・・・ 必要に応じて
- 心のケア・・・・・・・・・・ 当該生徒及び周囲の生徒を対象に教育相談を実施する  
必要に応じて学校医(精神科医)に依頼する

### 【長期の対応】

- 事故原因や問題点の究明・・・・・・・・・・ 反省点と改善点を明確にする
- 再発防止の取り組み・・・・・・・・・・ 事故防止策や安全点検等の見直しを行う

## 6 登下校中の交通事故

### 【緊急の対応】

- 事故の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 通報を受けた職員は速やかに校長へ連絡する
- 事故現場への職員の派遣・・・・・・・・・・ 校長は職員2名以上を派遣する
- 救急車・警察への通報確認・・・・・・・・・・ 通報していない場合は速やかに通報する
- 二次災害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 現場の状況に応じて二次災害防止のための安全の確保
- 被害生徒の状況確認・・・・・・・・・・・・・・・・ 負傷の有無・意識の有無・顔色・呼吸・脈拍等
- 救急措置・応急手当・・・・・・・・・・・・・・・・ 止血・心肺蘇生法等
- 救急車・警察への対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 進入路確保・救急隊員・警察官の誘導及び状況説明
- 現場から学校への連絡・・・・・・・・・・・・・・・・ 校長へ事故の発生状況等を連絡する
- 他の生徒への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 二次災害のおそれがある場合は避難誘導  
救急活動の邪魔にならないよう移動指示等
- 当該生徒への付き添い・・・・・・・・・・・・・・・・ 救急車に同乗又は別途、搬送先へ向かう
- 情報収集及び指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 職員1名は現場で加害者、事故の目撃者等を確認し、また事故を目撃した生徒の動揺を静めながら情報収集を行う
- 現場検証立会い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 警察官が現場に到着するまで現場保存に努め、その後、警察の現場検証に立ち会う
- 医師への状況説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 事故発生時の状況、応急措置等
- 学校から保証人（保護者）への連絡・・・・・・ 事故概要の説明、該当生徒の状況、搬送先の病院等の連絡（事実のみを告げ、混乱を避ける）
- 搬送先病院への教職員派遣・・・・・・・・・・・・ 担任等の関係職員、学年長、科長  
状況に応じて副校長、校長
- 搬送先病院より学校連絡・・・・・・・・・・・・ 医師から負傷の程度、診断結果、治療内容等を聴取し、校長の指示を仰ぐ
- 学校医への連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 必要に応じて
- 県教育委員会への報告・・・・・・・・・・・・・・ 校長より口頭報告
- 他の生徒への状況説明・・・・・・・・・・・・・・ 他の生徒の動揺を抑える（必要に応じて）

### 【事後の対応】

- 事故経緯の把握と記録・・・・・・・・・・・・・・ 担当職員、現場にいた生徒（動揺を静めながら）からの情報収集  
医師からの診断、治療内容等の聴取
- 県教委教育委員会への報告・・・・・・・・・・・・ 文書報告
- 関係機関や報道機関対応・・・・・・・・・・・・・・ 校長に窓口を一本化し、混乱を避ける
- 警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 事件・事故関係者に関する情報の収集
- 負傷した生徒への見舞い・・・・・・・・・・・・・・ 保証人（保護者）に対する説明（事故の経緯、日本スポーツ振興センターへの手続き、治療費等）
- 職員会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 全職員へ事故の概況を説明し、共通理解を図る
- 保証人（保護者）説明会の開催・・・・・・・・・・ 必要に応じて（PTA役員会、学年PTA、PTA総会、自彊会等）の開催
- 全校集会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 必要に応じて（混乱防止の配慮）
- 地域住民への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 必要に応じて
- 心のケア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 当該生徒及び周囲の生徒を対象に教育相談を実施する

### 【長期の対応】

- 事故原因や問題点の究明・・・・・・・・・・・・・・ 反省点と改善点を明確にする
- 再発防止の取り組み・・・・・・・・・・・・・・ 事故防止策や安全点検等の見直しを行う

## 7 行方不明（学校管理下）

### 【緊急の対応】

- 事故の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 通報を受けた職員は速やかに校長へ連絡する
- 当該生徒の情報収集・・・・・・・・・・・・ 副校長が所在が確認できた最終時刻、不明時の服装、履物等を確認する
- 本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 生徒指導主事が校内放送にて生徒掌握以外の職員を職員室に招集し、校長室に本部を設置する
- 校内捜索（1次）・・・・・・・・・・・・・・ 本部で状況確認の上、校長が校内捜索を指示する
- 敷地内捜索（2次）・・・・・・・・・・・・・・ 校内放送で学校敷地内捜索を支持する
- 校外捜索（3次）・・・・・・・・・・・・・・ 本部職員を招集し、校外捜索へ切り替える（「子供110番」やタクシー会社等にも確認）
- 職員会議の開催・・・・・・・・・・・・・・ 事故の状況について報告し、職員間の共通理解を図る
- 外部依頼・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 未発見状況が続く場合は、警察に捜索願を提出し、依頼する
- 他の生徒への指導・・・・・・・・・・・・・・ 興味本位になったり、動揺しないように慎重に対応する
- 県教育委員会への報告・・・・・・・・・・・・ 事故の発生を口頭で報告する

### 【事後の対応】

- 原因の特定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 原因の特定を行う
- 職員会議の開催・・・・・・・・・・・・・・ 全職員へ事故の概況を説明し、共通理解を図り、再発の防止に努める
- 保証人（保護者）説明会の開催・・・・・・ 必要に応じて（PTA役員会、学年PTA、PTA総会、自彊会等）の開催
- 全校集会の開催・・・・・・・・・・・・・・ 必要に応じて（混乱防止の配慮）
- 地域住民への対応・・・・・・・・・・・・・・ 必要に応じて
- 心のケア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 当該生徒及び周囲の生徒を対象に教育相談を実施する
- 県教委への報告・・・・・・・・・・・・・・ 必要に応じて文書で報告する

### 【長期の対応】

- 事故原因の問題点の究明・・・・・・・・・・ 反省点と改善点を明確にする
- 再発防止の取り組み・・・・・・・・・・・・ 事故防止策や安全点検等の見直しを行う

## 8 家出・行方不明（学校管理下外）

### 【緊急の対応】

- 事故の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 通報を受けた職員は速やかに校長へ連絡する
- 当該生徒の情報収集・・・・・・・・・・・・ 家族に関する状況、学校生活全般、交友関係、原因等
- 家族からの事情聴取・・・・・・・・・・・・ 家庭生活の状況、交友関係等
- 家庭訪問と自宅の搜索・・・・・・・・・・・・ 保証人（保護者）の承諾のもとに、手がかりとなるもの等を搜索する
- 関係機関からの情報収集・・・・・・・・・・・・ 警察（生活安全課）、交通機関、宿泊施設、交友関係
- 生徒指導課会等の開催・・・・・・・・・・・・ 関係者が集まり、原因の特定、立ち寄り先、今後の対応等について検討し、校長の指示を仰ぐ
- 職員会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・ 事故の状況について報告し、教職員間の共通理解を図る（秘密の保持に配慮する）
- 搜索願の提出・・・・・・・・・・・・・・・・ 搜索願の提出は保証人（保護者）が行う（犯罪被害や自殺のおそれがある場合は身柄の確保を速やかに要請する）
- 警察署への出頭・・・・・・・・・・・・・・・・ 必要に応じて、保証人（保護者）とともに教職員も出向く
- 不明生徒の搜索・・・・・・・・・・・・・・ 警察・補導センター等と連携し、予想される場所を特定し、複数で搜索する
- 不明生徒の身柄確保・・・・・・・・・・・・ 複数名で当該生徒の身柄を確保し、保証人（保護者）に確実に引き渡す（必要により警察へ）
- 他の生徒への指導・・・・・・・・・・・・・・ 興味本位になったり、動揺しないように慎重に対応する（プライバシーの保護に配慮する）
- 県教育委員会への報告・・・・・・・・・・・・ 事故の発生を口頭で報告し、助言を受ける

### 【事後の対応】

- 原因の特定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 他者の関与や非行との関連等を確認し、原因の特定を行う（日本スポーツ振興センターへの手続き、治療費等）
- 再発の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 家出原因の除去又は緩和
- 心のケア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 当該生徒に教育相談を実施し、立ち直りを支援する  
必要に応じて学校医（精神科医）に依頼する
- 県教委への報告・・・・・・・・・・・・・・ 必要に応じて文書で報告する

### 【長期の対応】

- 事故原因や問題点の究明・・・・・・・・・・・・ 反省点と改善点を明確にする
- 再発防止の取り組み・・・・・・・・・・・・ 事故防止策や安全点検等の見直しを行う

## 9 不審者への対策

### 【緊急の対応】

- 不審者の確認・・・・・・・・・・・・・・・・ 不審者の状況によって、職員が大声を出すなどして、周辺に危険を知らせる
- 全職員への情報伝達・・・・・・・・・・・・ 校内放送や火災報知器を起動して不審者の侵入を知らせる  
「99番発生(不審者侵入の暗号)」
- 事故の連絡・応援依頼・・・・・・・・・・・・ 周りにいるほかの職員や生徒に依頼して校長に事件発生を伝え、救援を求める
- 生徒の安全確保・・・・・・・・・・・・・・ 危険のない方向に生徒を誘導する
- 身辺防御・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 刃物等の凶器を持つ不審者に対して、ほうき・モップ・椅子・刺又・消火器等を活用し、応援が到着するまでの時間を確保する
- 警察への緊急出動要請・・・・・・・・・・・・ 110番通報(原則として校長が要請する)
- 生徒の避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 全校放送等で避難場所を指示する  
(校舎前広場・体育館・グラウンド等)
- 負傷者等の状況確認・・・・・・・・・・・・ 負傷者の有無・意識の有無・顔色・呼吸・脈拍等
- 救急措置・応急手当・・・・・・・・・・・・ 止血・心肺蘇生法等
- 救急車の出動要請・・・・・・・・・・・・・・ 119番通報(必要に応じて)
- 警察・救急車への対応・・・・・・・・・・・・ 進入路確保・救急隊員の誘導・救急隊員への状況説明
- 当該生徒への付き添い・・・・・・・・・・・・ 救急車に同乗又は別途、搬送先へ向かう
- 医師への状況説明・・・・・・・・・・・・・・ 事故発生時の状況、応急措置等
- 搬送先病院への教職員派遣・・・・・・・・ 担任等の関係職員、学年長、科長  
状況に応じて副校長、校長
- 搬送先病院より学校連絡・・・・・・・・・・ 医師から負傷の程度、診断結果、治療内容等を聴取し、校長の指示を仰ぐ
- 学校から保証人(保護者)への連絡・・・・ 事故概要の報告、当該生徒の状況等  
(事実のみを告げ、混乱を避ける)
- 学校医への連絡・・・・・・・・・・・・・・・・ 必要に応じて
- 県教委への報告・・・・・・・・・・・・・・ 校長より口頭報告
- 他の生徒への状況説明・・・・・・・・・・・・ 他の生徒の動揺を抑える(必要に応じて)
- 夜間の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 自彊寮、宿泊実習室相互に連絡を取り合って対応

### 【事後の対応】

- 事故経緯の把握と記録・・・・・・・・・・・・ 担当職員、現場にいた生徒(動揺を静めながら)からの情報収集  
医師からの診断、治療内容等の聴取
- 県教委教育委員会への報告・・・・・・・・ 文書報告
- 関係機関や報道機関対応・・・・・・・・ 校長に窓口を一本化し、混乱を避ける
- 警察との連携・・・・・・・・・・・・・・ 事件・事故関係者に関する情報の提供
- 負傷した生徒への見舞い・・・・・・・・・・ 保証人(保護者)に対する説明(事故の経緯、日本スポーツ振興センターへの手続き、治療費等)
- 職員会議の開催・・・・・・・・・・・・・・ 全職員へ事故の概況を説明し、共通理解を図る
- 保証人(保護者)説明会の開催・・・・・・ 必要に応じて(PTA役員会、学年PTA、PTA総会、自彊会等)の開催
- 全校集会の開催・・・・・・・・・・・・・・ 必要に応じて(混乱防止の配慮)
- 地域住民への対応・・・・・・・・・・・・・・ 必要に応じて
- 心のケア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 当該生徒及び周囲の生徒を対象に教育相談を実施する。必要に応じて学校医(精神科医)に依頼する

### 【長期の対応】

- 来客者にはIDカードまたは「入校許可証」の着用を求める  
職員は名札を着用する
- 三者面談等、来校する保証人(保護者)には、生徒手帳(カバー)を持参するよう伝える

- 校舎内巡回・・・・・・・・・・・・・・・・ 校長、副校長は随時校内巡視を行う
- 事故原因の問題点の究明・・・・・・・・ 反省点と改善点を明確にする
- 再発防止の取り組み・・・・・・・・・・・・ 事故防止策や安全点検等の見直しを行う

## 10 防風林の火災発生

### 【緊急の対応】

- 火災報知器の作動・・・・・・・・・・・・・・ 火災発見者は、直ちに火災報知器を作動する
- 事務室への連絡・・・・・・・・・・・・・・ 発火場所・火災の状況を事務室へ連絡する
- 初期消火・・・・・・・・・・・・・・ 近くにある消火器で初期消火を行う
- 発火の事実確認・・・・・・・・・・・・・・ 事務長は発火の事実と発火場所を確認する
- 消防署への通報・・・・・・・・・・・・・・ 発火場所を確認後、校長の指示を受けて直ちに消防署へ通報する(119番)
  
- 避難指示の放送・・・・・・・・・・・・・・ 校長は発火場所や風向き等から避難場所を決定し、事務長は緊急放送により避難の指示をする  
(第1避難場所・・・本校グラウンド)  
(第2避難場所・・・・・・・・・・・・・・)  
(第3避難場所・・・・・・・・・・・・・・)  
(第4避難場所・・・・・・・・・・・・・・)
- 避難誘導・・・・・・・・・・・・・・ 放送内容を確認後、職員は生徒を避難誘導する
- 防火扉の閉鎖・・・・・・・・・・・・・・ 最終確認者は残留者がいないことを確認した後、速やかに防火扉を閉めて避難する
- 消防車への対応・・・・・・・・・・・・・・ 進入路確保・消防車の誘導・状況の説明
- 本部の設置・・・・・・・・・・・・・・ 避難場所に本部旗を設置する
- 人員の確保・・・・・・・・・・・・・・ 職員は避難場所に移動後、人員を確認し、校長に報告する  
負傷者の有無を確認し、応急救護を行う
- 救護措置・・・・・・・・・・・・・・ 校長は風向き・火災状況等を判断して、非難した生徒を安全
- 生徒の保護・・・・・・・・・・・・・・ な場所に移動させる  
県教育委員会への報告・・・・・・・・・・・・・・ 校長は口頭で概況を報告する
- 保証人(保護者)への連絡・・・・・・・・・・・・・・ 火災発生の実況、生徒の安否を手分けして連絡する(動揺や混乱を招かないよう配慮する)
- 関係機関や報道機関対応・・・・・・・・・・・・・・ 校長に窓口を一本化し、混乱を避ける

### 【事後の対応】

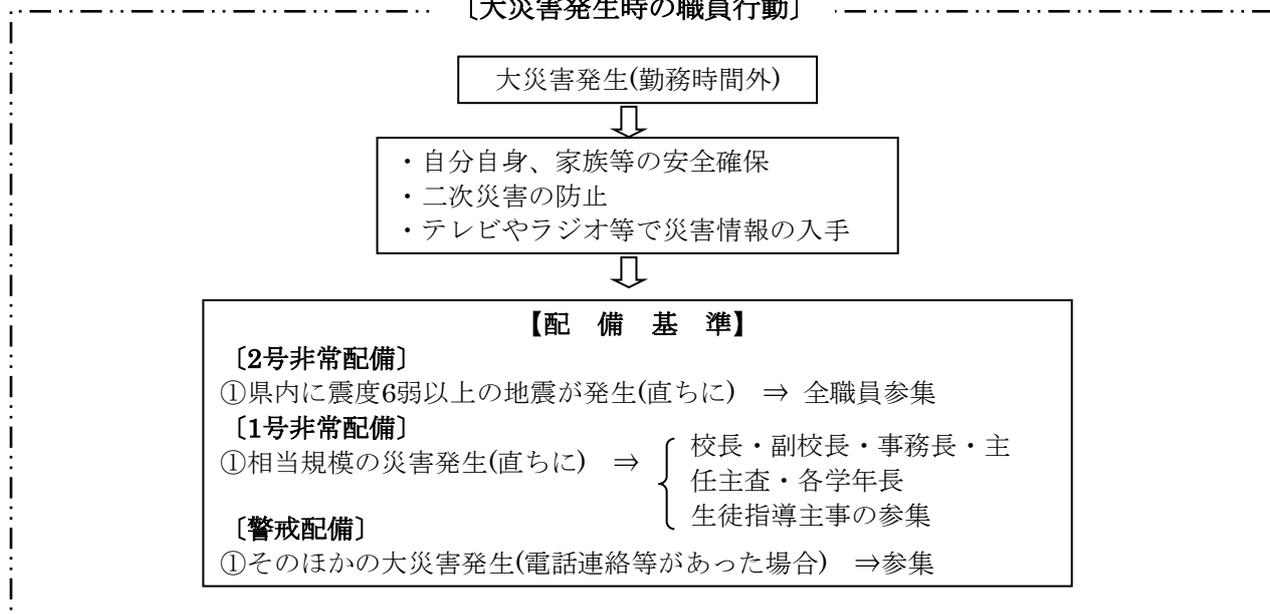
- 原因の究明・・・・・・・・・・・・・・ 火災発生原因については、関係機関への原因究明に協力する  
校内体制をつくる
- 原因の報告・・・・・・・・・・・・・・ 校長は情報を整理し、状況報告書等を作成し、県教育委員会に提出する
- 職員会議の開催・・・・・・・・・・・・・・ 全職員へ事故の概況を説明し、共通理解を図る
- 保証人(保護者)説明会の開催・・・・・・・・・・・・・・ 必要に応じて(PTA役員会、学年PTA、PTA総会、自彊会等)の開催
- 全校集会の開催・・・・・・・・・・・・・・ 必要に応じて(混乱防止の配慮)
- 地域住民への対応・・・・・・・・・・・・・・ 必要に応じて
- 心のケア・・・・・・・・・・・・・・ 当該生徒及び周囲の生徒を対象に教育相談を実施する

### 【長期の対応】

- 事故原因や問題点の究明・・・・・・・・・・・・・・ 反省点と改善点を明確にする
- 再発防止の取り組み・・・・・・・・・・・・・・ 事故防止策や安全点検等の見直しを行う

## 1 1 学校閉鎖中(日祝祭日等)の災害対応

### 〔大災害発生時の職員行動〕



### 【緊急の対応】

- 校内巡回点検
  - 校舎及び校舎周辺の被害状況を確認する
    - ①校舎内の壁面やガラス窓、非常階段等の建物等の外観に異常はないか
    - ②周囲の立ち木等に異常はないか
    - ③学校周辺の環境に異常はないか
- 校舎機械警備の解除
  - ①職員玄関口のロックキーを開錠(玄関キー)
  - ②事務室前の機械警備読取機を「機械警備カード」で解除する
  - ③事務室に入室し、機械警備を解除した旨を電話で警備会社に連絡する  
(寿広警備 624-0335)
- 校舎内巡回点検
  - ①各室の壁面やガラス窓、落下物、電気機器類、水漏れ等に異常がないか
  - ②職員室や理科室、家庭科室、保健室、湯沸室等において、水漏れ、薬品庫、ガス漏れ等に異常がないかを留意する
  - ③廊下の壁面やガラス窓に異常はないか
- 校長へ連絡
  - ①被害状況・火災発生の有無
  - ②重要書類の搬出・類焼等の危険の有無等について指示を仰ぎ適切に措置する
- 農場巡回点検
  - ①温室の破損、ボイラ異常、油漏れの有無
  - ②家畜の脱走等、異常の有無
  - ③産振施設の危険箇所はないか
- 検討事項 ■ ・ ・ ・
  - ①農場当直者の動き
  - ②外線電話への対応

## 12 いじめ防止対策

### 1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等該当児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身に苦痛を感じるもの。

(いじめ防止対策推進法第2条)

### 2 早期発見(日常の観察)

※生徒への指導資料ともなる

例えば

- (1) 無視されているような生徒はいないか。
- (2) 耐えられない悪ふざけをされている生徒はいないか。
- (3) 些細なことからかわれたり、馬鹿にされたりしている生徒はいないか。
- (4) 授業中に発言したり先生の質問に答えたりするとき、冷やかされたりする生徒はいないか。
- (5) 休み時間に一人である生徒はいないか。
- (6) 周りの目を気にして不安や緊張をしている生徒はいないか。
- (7) 「誰か、これをやってくれ」と生徒に頼んだとき、〇〇やれとすぐ名前が出てくる生徒はいないか。
- (8) その他

### 3 早期対応

○被害生徒の指導○

- (1) 訴えをよく受け止める。  
教師に何を望むかを確認(本人の希望を把握)  
例えば  
①先生に知ってもらっただけでよい。  
②これからいじめが起きたとき、関わってほしい。  
③加害生徒に注意してほしい。やめてほしい。  
④親に連絡を取ってほしい。  
(注)・聴く場所と時間に注意、被害生徒は、加害生徒達に相談する姿を見られたくないもの。「先生にチクった」とさらにいじめが増す可能性がある。  
・時間的にも被害者、加害者がバッティングしないように配慮を。
- (2) いじめの実態と構造をつかむ(詳しく聴取)。  
例えば  
①加害生徒は誰と誰か。  
②加害生徒はグループ化しているか。  
③ターゲットは被害生徒だけか。  
④どのぐらいの頻度で、どのようなことが行われているか。  
⑤回避するためにどのような行動を取ってきたか。  
⑥親に相談しているか。
- (3) 教師自身の目で授業中や休み時間、放課後、部活動中の様子を把握する。  
例えば  
①何人の生徒の視線が被害生徒によく集中しているか。  
②被害生徒のそばを避けて通るなどの嫌がらせが見られるか。  
③掃除当番で被害生徒のみが大変な仕事を負わされていないか。  
④目くばせなどで表面下のやりとりがあるか。
- (4) 保証人(保護者)と面談する  
教師にいじめ問題を訴えてきたときは、すでに家庭では相談済みのことが多い。したがって、被害生徒が親への相談の有無を確認し「有」の場合は、早急に保証人(保護者)と連絡を取ること。  
怠ると複雑となり解決が難しくなる。

保証人(保護者)は、学校がどのようにしてくれたか、などのアクションを期待している。

(5) 保証人(保護者)との面談で気をつけることは・・・

学校への非難、担任に対する不満を言うてくる場合が多い。謙虚に耳を傾け学校の方策を明確に伝えると共に、家族、学校、職員の皆で被害生徒を支え、この危機状況を一緒に乗り越えていくことを伝え、家庭との連携を密にしたいことを伝える。

「いじめられる側にも問題があります。」などと言ってはいけない。

被害生徒のフォローが第一、そして親の気持ちを安心させることが第二である。

相談にきた生徒に対して絶対言ってはいけない言葉・・・

- ・みんなも悪いけど、君も悪いことあるんじゃないの。
- ・原因は君にもあるんじゃないの。
- ・君の性格も直しなさいよ
- ・みんなと合わせることが出来ないから、いじめられるんだよ。
- ・いじめられても仕方がないよ。
- ・気が弱いからだ。もっと強くなりなさいよ。
- ・まあ～、人生にはそういうこともあるよ。
- ・それくらい自分で解決しなさいよ。

○加害生徒の指導○

(1) 事情聴取は個別に速やかに行うこと。

加害生徒たちは、次のような詭弁をする。

以下①～③は、生徒への指導資料となる

①自分達ばかりでない、どうして自分ばかりが叱られるのか。

自己責任について教える。

例えば

「スピード違反、みんなもしているのに、どうして僕だけが・・・」ということは通じない。立派な社会人になるために勉強し、訓練するのが学校。君も自分の責任をしっかりと受け止める社会人になって欲しい。

②いじているつもりはなかった。○○君(被害生徒)だって一緒に楽しんでた。遊んでいた。

○○君(被害生徒)だって嫌なら嫌と言えばいいのに、そうしたらやらなかった。

例えば

「相手が望んでいないのにプロレスの技をかけたら、それは暴力行為だ。もし通りがかりの人にそうしたらどう思う。」「いやだ」と言わないから楽しんでた、遊んでいたということにはならない。

③掃除をさぼった。約束を破ったこともある。どうして○○君(被害生徒)は注意されない。

掃除をサボった。約束を守らない。だからいじめても良いということにはならない。

例えば

「駐車違反の車だからといってみんなで壊したりすれば壊した人が捕まるのだよ。」法律がある国では何か一つのことを悪いから、その人を何してもいいんだということにはならない。

○全体へのいじめ抑制のための指導○

- ① アンケート調査による実態の把握
- ② 被害者生徒のいじめの把握
- ③ 授業の中で人権問題について指導(現代社会・保健・家庭など)

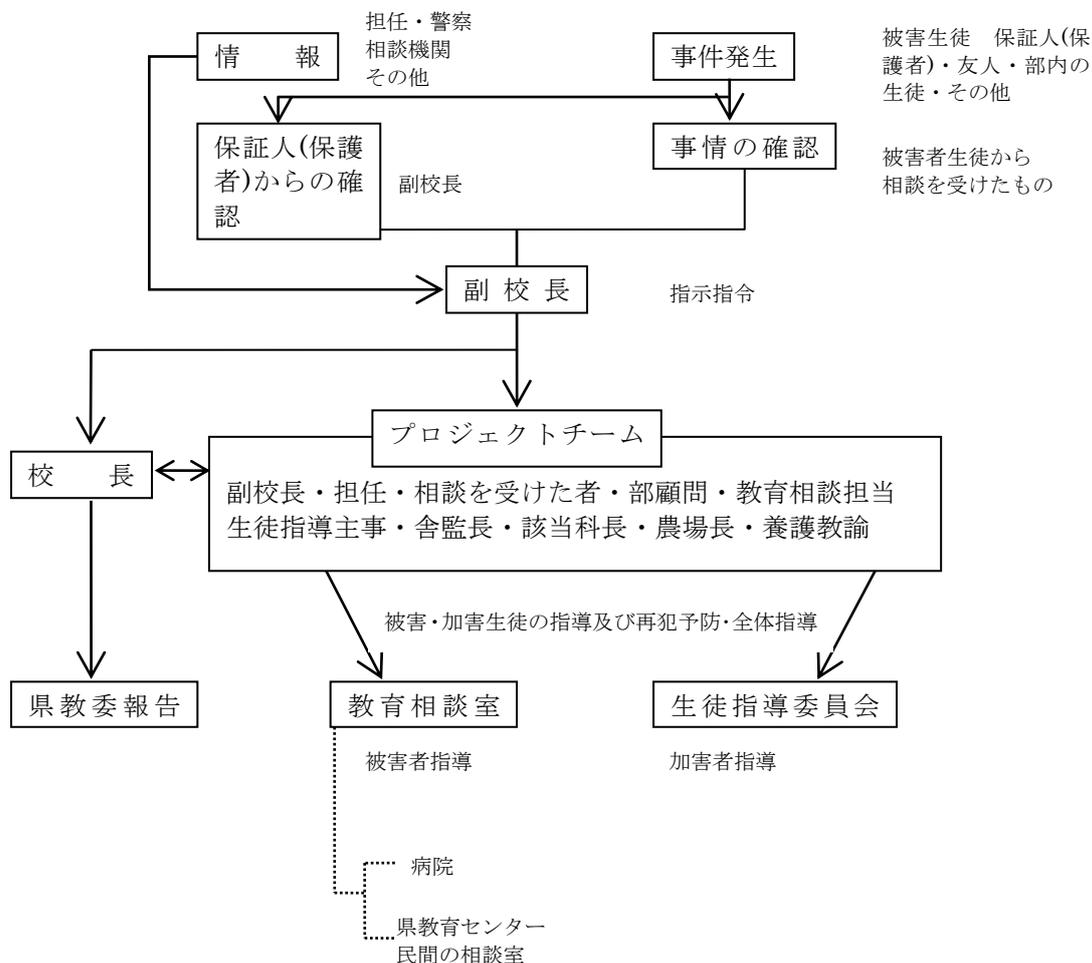
いじめは絶対に許されない行為であり、傍観・観衆したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

職員の何気ない言動が生徒に大きな影響力を持つことを認識し、接し方について十分留意しましょう。また、担任や特定の教員が抱え込まないようにしましょう。

※ いじめ解消の定義

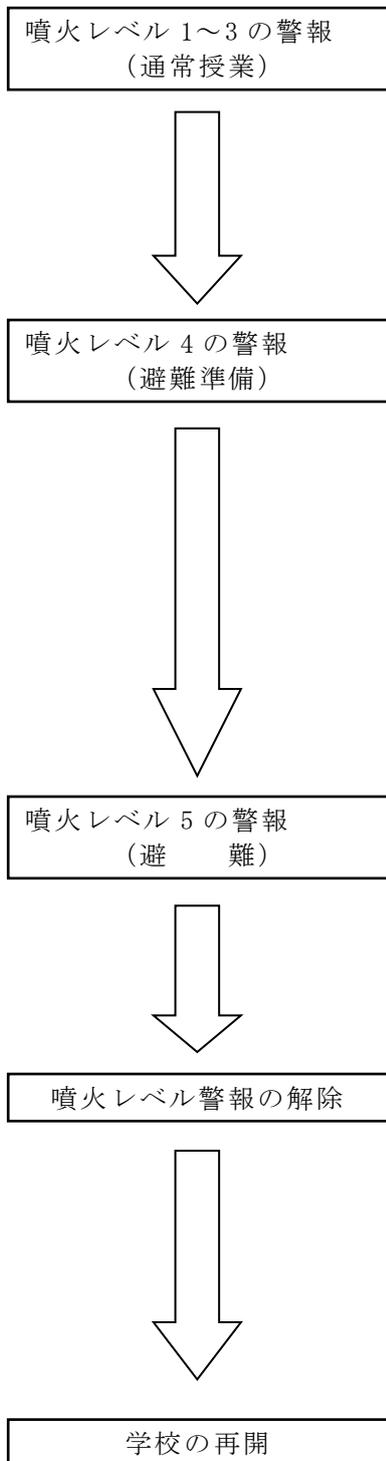
単に謝罪をもって安易に解消されるものではなく、いじめに係る行為が止んでおり、少なくとも3カ月継続していること(被害生徒が心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認)。

**いじめ防止対策  
組織体制**



### 1 3 岩手山の噴火対応

噴火レベル 4（避難準備）、レベル 5（避難）の場合



- ・学校の施設区域が、气象台・滝沢市からの噴火レベル 1～3 の警報が発令された場合は、校長は直ちに校内に災害対策本部を設置する。
- ・火山情報の収集、噴火レベルの上昇に注意する。
- ・校内巡回点検の実施。
- ・避難場所の確認、避難方法、休校措置の検討。
- ・校舎内に入り込んだ火山灰の片づけ。
- ・突然、水蒸気爆発に伴う火山灰の噴出噴火が起きた場合は校舎内の安全な場所に避難する。
- ・学校の施設区域が、气象台・滝沢市から噴火レベル 4（避難準備）の警報が発令された場合は、校長は学校を休校とし、生徒は自宅待機とする。寮生にも帰省を促す。
- ・自宅が避難準備区域にある生徒は、家族とともに滝沢市が指定する避難所に避難する。
- ・担任は全ての生徒の動向を把握するように努める。
- ・副校長は全ての職員の動向を把握するように努める。

- ・学校施設区域が、气象台・滝沢市からの噴火レベル 5（避難）の警報が発令された場合は、校長は全ての生徒・職員を避難させる。
- ・教育委員会等、関係機関と連絡を取りながら火山情報を収集する。

- ・学校再開の準備
  - ①校長は全職員を参集させる。
  - ②被害状況の確認。
  - ③校長は学校再開日の決定をし、担任は生徒・保護者へ学校再開日の連絡を行う。
  - ④危険個所の確認をするとともに、危険個所は立入禁止とする。可能な限り施設の修理や火山灰の片づけを行う。
- ・生徒・保護者の被害状況の確認と対応。
- ・校内の危険個所の周知と安全確保に努める。

(参考)

噴火レベル 1（平常）

噴火レベル 2（火口周辺規制）

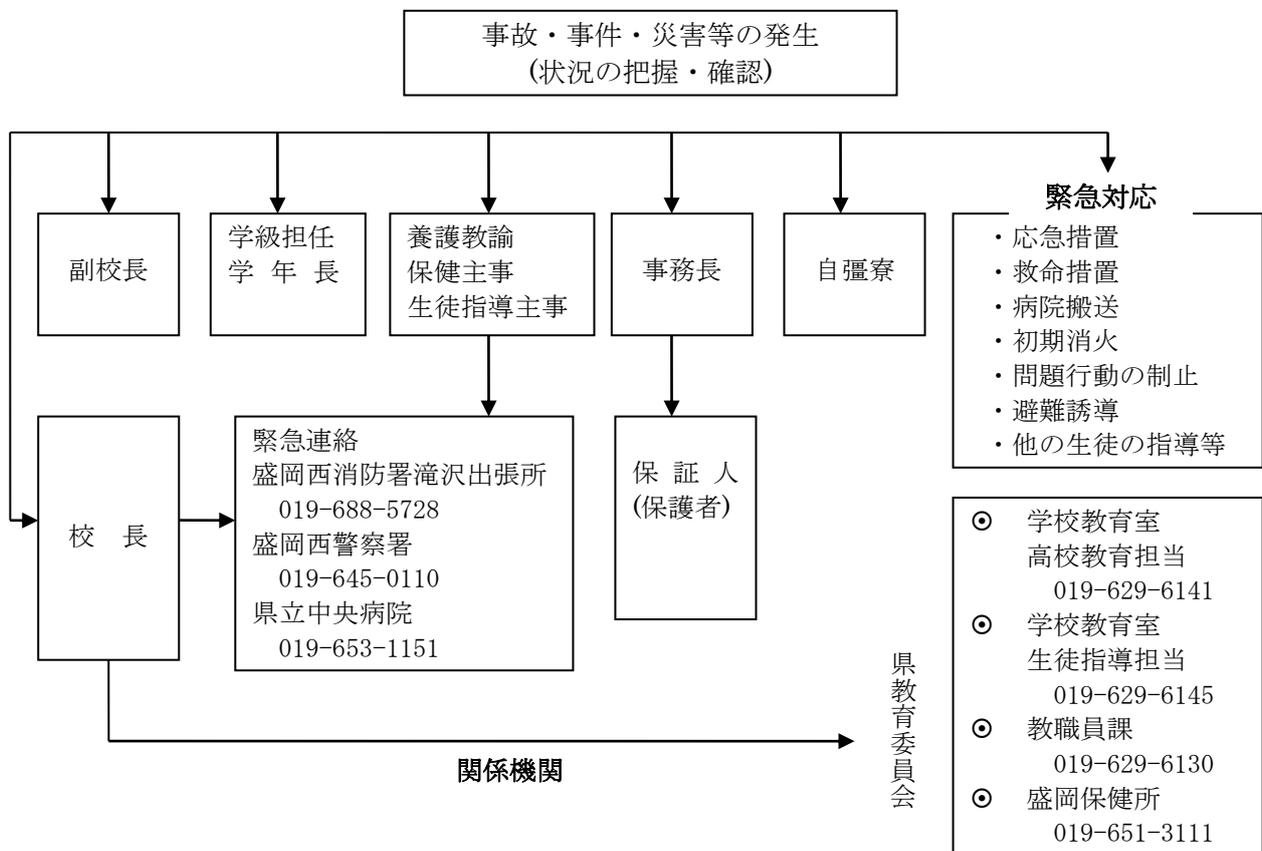
噴火レベル 3（入山規制）

## 1 4 盛農祭・緊急対応

- ・副校長(内線28)
- ・総務課
- ・教務・情報課
- ・生徒指導課
- ・進路指導課
- ・寮務課
- ・保健厚生・教育相談課
- ・図書課
- ・農場課
- ・各学科
- ・生徒会執行部
- ・農業クラブ
- ・各学年

### 急報の内容

- 1 いつ・どこで(発生時の日時・場所)
- 2 だれが(所属(来場者、本校生徒であれば学科学年)、氏名)
- 3 何を(どこを)
- 4 どうした(状態・結果)



## ○盛農祭準備期間・当日の対応

※ 盛農祭公開時間帯は、職員は名札着用(学校関係者であることを明示)

- ① 準備期間中・盛農祭当日の各会場安全点検(※点検項目は下記)
  - ・ 準備期間中は生徒下校前
  - ・ 公開期間中は、公開前と公開終了後、随時
  - ・ 点検場所＝展示教室、同窓会館、寮食堂、第一体育館、お祭り広場ブース、農場管理センター北側、案山子展示箇所、テント村、作物実習室、温室、盛農祭看板 その他
- ② 立入禁止区域の設定と表示
  - ・ 危険箇所へのローピング、備品等盗難・機器操作防止のための施錠、立ち入り禁止表示 各学科棟、作業機格納庫、農業機械実習棟、寮、部室・各実習室・生徒実習準備室等の施錠
- ③ 一般表示
  - ・ 車両進入禁止表示
  - ・ 土足禁止
  - ・ 校地内全面禁煙
  - ・ トイレの位置・表示
  - ・ 駐車・駐輪禁止区域の表示
- ④ 駐車場への誘導・盛農祭当日の巡回担当＝
  - ・ 巡回計画の立案・実施
  - ・ 私服警官への警備開始の依頼放送
- ⑤ 火気使用団体
  - ・ 火気使用届けの提出(使用団体・使用場所の把握)
  - ・ 保安要員(火気監視)の指定(氏名、担当時間)
  - ・ 消火器または消火用水バケツの準備
- ⑥ 各会場
  - ・ 保安員の指定(氏名、担当時間)(金銭、商品、展示品、備品の管理)

### 【点検項目】

	項 目	チェック
1	清掃状況はどうか	
2	耐火扉、非常口前が展示物などで塞がれていないか	
3	ガラスの破片はないか	
4	壁や工作物に釘など出していないか	
5	照明器具、工作物が落下するおそれはないか	
6	配線、コンセント、ショートの可能性はないか	
7	消火器または消火用水バケツの準備をしているか	
8	ガスコンロは安定した、焦げても良い台の上に設置しているか	
9	ガスのボンベ、カセットは過熱しないようにしているか	
10	火気の周辺に可燃物がないか	
11	来場者が過熱した鉄板等に触れないよう、空間を設けているか	
12	使用済みのガスカセット、消し炭の処理は適切か	
13	テント等風に煽られないよう固定されているか	
14	飲料水、食品の汚染防止がなされているか	
15	食器等洗浄のため、清潔なタワシ、スポンジが準備されているか	
16	ごみの分別を行っているか	

## 15 情報セキュリティ対策基準

### 個人情報の保護に関する法律

(平成15年5月30日法律第57号)最終改正：平成15年7月16日法律第119号  
(安全管理措置)

第20条個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### 個人情報保護条例(平成13年岩手県条例第7号)

(適正管理)

第7条実施機関は、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### 1 目的

個人情報保護法の施行に伴い、個人情報保護条例(平成13年岩手県条例第7号)が制定され、その後、改正個人情報保護条例は平成17年4月1日(一部の条項については平成17年1月1日)から施行されている。

条例における実施機関は「知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業の管理者」であると、制定された条例は多数の実施期間に遍く対応するような内容となっている。

このようなことのほか、県教育委員会は、教育現場において所有する個人情報の具体的な取り扱いについて具体的に示していないため、たとえば考査の生徒答案、考査成績等の扱いは、いわば「慣習」による扱いがなされてきている。

しかし一旦、個人情報の漏洩が発生すれば、当事者をはじめとして関係者、学校が責任を問われることは免れない。従って、本校として個人情報の取り扱いについてルールを定めておこうとするものである。

#### 2 安全管理措置及び職員の監督に関する事項

- (1) 個人データ管理責任者は、副校長とする
- (2) 職員(非常勤職員も含む)はその職務の範囲内で生徒の個人情報を取り扱う。
- (3) 個人情報が含まれる資料は、原則として学校外に持ち出さない。やむを得ず持ち出す場合は個人データ管理責任者の許可を得る。
- (4) 業務上知りえた個人情報を、みだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。本校を退職、異動後も同様である。

#### 3 本校における個人情報(紙媒体、デジタルデータ)取り扱い規定

##### (1) 持ち出し禁止とするもの

学籍関係：指導要録、生徒指導補助簿、出席簿、卒業証書授与台帳、児相措置決定(解除)書等

成績関係：教務手帳、考査等答案用紙、成績伝票、成績一覧表、成績(進級・卒業判定)会議資料  
成績通知表、職員会議資料(在籍生徒異動)等

生徒指導関係：生徒指導記録簿、事故報告書、生徒反省日誌等

進路関係：調査書、推薦書、進路希望調査、卒業生進路先(個人名記載)一覧表等

保健関係：健康診断表、健康手帳、歯の検査表

学校の備品であるパソコン

##### (2) 承認を得て持ち出しを可とするもの

学習活動：生徒の作品、小論文・作文、レポート等

生徒指導関係：生徒・父母との面談記録等

進路関係：入学志願書等

その他：生徒写真帳、生徒名簿、住所録等

(3) 持込を禁止するもの  
個人所有のパソコン

※過去に持ち出したデジタルデータが自宅のパソコンに残存していないか確認し、残存している場合は直ちに消去すること。(紙媒体の資料が自宅に保管されている場合も同様に処理)

- (4) 臨時職員も、本校職員と同様であるが、各施設の個人情報取り扱い規定に準じる。  
(5) 本校における個人情報の安全管理措置について、対外的に明らかにする。利用目的の通知・公表・開示等の個人情報取り扱いに関する諸手段について、学校案内・ホームページ等で公表する。

※⇒個人情報管理の現状を調査する。個人データ台帳(データの内容・保管場所等)作成。  
不要な収集書類及び収集項目の廃棄。保管管理の見直し。  
⇒成績等入力のパソコンはロックする。  
⇒学生便覧に明記



## デジタルデータ持ち出し管理票

職・氏名					
持ち出し先					
持ち出すファイルの一覧 (欄が不足するときは別紙にする)					
記録媒体(いずれかに○、記入)	フロッピー・MO・CD-R・USB その他( )				
持ち出しを必要とする理由					
使用するパソコンはウイルス対策ソフトを導入しており、最新のパターンファイルに更新されていること。					
持ち出し日	年	月	日		
データ消去予定日	年	月	日		
デジタルデータを持ち出すにあたり、以下の事項を遵守します。					
<p>(1) 持ち出す情報は、必要最小限にし、メールでデータ送信をしないこと。</p> <p>(2) 寄り道を行わないで直接持ち出し先に移動すること。</p> <p>(3) 申請した持ち出し先以外の場所に情報を持ち出す行為や記録媒体の放置をしないこと。</p> <p>(4) 持ち出した先の記録媒体以外に情報をコピーしないこと</p> <p>(5) パソコンを起動したまま放置して、他の者に使用されることのないこと。</p> <p>(6) 作業は、パソコンをネットワークから切り離れた状態で行うこと。</p> <p>(7) 持ち出した情報は、以下の条件を満たすパソコンで取り扱うこと。</p> <p>ア ウィルス対策ソフトがインストールされ、かつ、定義ファイル(パターンファイル)が最新の状態に保たれていること。</p> <p>イ 家族共有パソコンでは使用しないこと。また、ファイル交換ソフト又は著作権法に違反するおそれがあるソフトがインストールされていないパソコンであること。(家族に対しても、職員が作業に使用するパソコンにファイル交換ソフトをインストールしないよう周知すること)</p> <p>ウ ユーザーID・パスワードを設定したパソコンであること。</p> <p>エ Microsoft Update が定期的実施され、OS 等が最新の状態に保たれたパソコンであること(Windows 系 OS を利用したパソコンの場合)。</p> <p>(8) 持ち出しに使用した記録媒体を学校に持ち帰ったときは、ウイルスチェックを行うこと。また、持ち出したデータは、使用後は必ず消去すること。</p>					
持ち出し日	年	月	日	副校長印	本人確認印
				持ち出し許可	データ消去
データ消去日	年	月	日		